

「 指定特定施設老人ホーム 瀬戸の家 」 重 要 事 項 説 明 書

当施設は、利用者の有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、日常生活における介助や機能訓練への支援をいたします。また、当施設を利用していただくことで、利用者同士の語らいの場としても機能し、安心して快適な生活への支援を目指しています。

この重要事項説明書では、事業所の概要や提供されるサービスの内容、「利用者契約書」上で注意していただきたいことを説明させていただきます。

《 目 次 》

【1】特定施設入居者生活介護サービス及び

介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供する事業者について

【2】利用施設(事業所)の概要

【3】事業所の職員体制

【4】提供するサービス内容及び費用について

【5】サービスの提供に際して

【6】緊急時の対応について

【7】事故発生時の対応方法について

【8】苦情の受付及び個人情報の取り扱いについて

**【1】特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービス
を提供する事業者について**

- 1) 会 社 名 瀬戸電設工業株式会社
- 2) 会社所在地 広島県福山市瀬戸町大字山北423番地1
- 3) 電話番号 (084)951-9474
- 4) 代表者氏名 代表取締役 郷原 勝己
- 5) 設立年月日 昭和55年10月21日

【2】利用施設(事業所)の概要

- 1) 事業所の種類 特定施設入居者生活介護
 介護予防特定施設入居者生活介護
 平成24年11月1日 指定 福山市第 3471507388 号
- 2) 事業の目的 利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる
 よう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行い、日々快適で安心のできる環境を提供することを目的とします。
- 3) 事業所の名称 指定特定施設老人ホーム 瀬戸の家
- 4) 事業所の所在地 広島県福山市瀬戸町大字山北411番地3
- 5) 電話/FAX TEL(084)951-1230 FAX(084)951-1227
- 6) 管理者氏名 管理者 藤井 正志
- 7) 開設(サービス開始)年月日 平成24年11月1日
- 8) 施設の運営方針 従業者は、利用者の人格を尊重し、生活及び介護の質の向上をモットーに自立支援を通し、真に満足できるサービスを提供します。
 また、利用者の意見を反映しながら共に施設の運営を行い、地域の社会福祉に貢献するため、多くの皆様が交流できる場を提供し、様々な情報をいち早く公開することにより開かれた施設を目指します。
 介護技術、施設設備、従業者研修等においてそれぞれの専門性を高め、選ばれる施設を目指します。
- 9) 入居定員 40名

【3】事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	業 務 内 容
管理者	1名	0名	・ 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ・ 従業者に、法令等の規定を遵守させる為必要な指揮命令を行います。
生活相談員	2名 (兼務2名)	0名	・ 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排泄、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。
看護職員	2名	0名	・ 利用者の心身の状況等の把握を行い利用者の静養の為の必要な措置を行います。 ・ 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。 ・ 服薬管理、指導を行います。
機能訓練 指導員	3名	0名	・ 利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。
介護職員	7名 (兼務1名)	6名	・ 介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。
計画作成 担当者	1名	0名	・ 利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成します。

【4】提供するサービスの内容及び費用について

1)提供するサービスの内容について

①(介護予防)特定施設入居者生活介護基本部分

サービス区分と種類		サービスの内容
特定施設サービス計画の作成		①利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、利用者の解決すべき課題を把握したうえで、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた特定施設サービス計画を作成します。 ②特定施設サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 ③特定施設サービス計画の内容について、利用者の同意を得たときは、特定施設サービス計画書を利用者に交付します。 ④それぞれの利用者について、特定施設サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
相談業務		利用者またはその家族からの相談に応じるとともに、利用者の日常生活における不安等を軽減し、必要に応じて助言や援助を行います。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、必要に応じた支援を行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の声かけや、介助が必要な利用者に対して介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車椅子へ移乗の見守り、介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス	療養上の世話	医療機関から在宅生活復帰間もない方等を対象に、日常生活における必要な見守り、介助を行います。
	健康チェック	定期的なバイタルチェックを行い、その記録を行い、利用者の健康管理に努めます。

(※1) 特別なサービスは、利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。

②特定施設入居者生活介護費

特定施設入居者生活介護費	要介護1	542 円/日
	要介護2	609 円/日
	要介護3	679 円/日
	要介護4	744 円/日
	要介護5	813 円/日
介護予防特定施設入居者生活介護費	要支援1	183 円/日
	要支援2	313 円/日

個別機能訓練加算	12 単位/日	機能訓練を行った場合に算定
----------	---------	---------------

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護費および加算合計の11.0%	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している特定施設事業所が利用者に対し、特定施設介護を行った場合に算定
---------------	------------------	---

③おむつ代等に係る費用などは実費による自己負担をお願いしています。

④利用者の要介護認定区分の更新申請または変更申請において、要介護度が変わった場合については、それに伴い介護保険適用時の利用料等が変更となります。その場合には、利用者及びご家族(代理人)様に対し、速やかに通知いたします。

2) 支払方法

毎月、5日までに前月分のご請求を致します。お支払は、当月20日までにお願いい

【8】苦情の受付及び個人情報の取り扱いについて

1) サービス内容に関する相談窓口及び苦情受付窓口について

[事業所の窓口] 指定特定施設老人ホーム瀬戸の家 管理者 藤井 正志	広島県福山市瀬戸町大字山北411番地3 電 話 (084)951-1230 ファックス (084)951-1227
[市町(保険者)の窓口] 福山市 保健福祉局 長寿社会応援部介護保険課	広島県福山市東桜町3番5号 電 話 (084)928-1166 ファックス (084)928-1732
[公的団体の窓口] 広島県 国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電 話 (082)554-0782 ファックス (082)511-9120

※サービス内容に関する相談及び苦情があった場合には、管理者と共に話し合いを持ち、その内容を管理者が良く把握し、改善を検討いたします。

2) 個人情報の取り扱いについて

(1) 利用目的

当事業所では、利用者から提供された利用者本人およびご家族等に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ①利用者に提供する介護サービス等
- ②介護保険事務
- ③利用者のために行う管理運営業務(入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等)
- ④施設のために行う管理運営業務(介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等)

(2) 第三者への提供

当事業所では、下記の利用目的のために利用者及びご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ①他の介護事業所等との連携及び連絡調整が必要な場合
- ②利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めるため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ③利用者やご家族等への心身状態や生活状況の説明
- ④研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑤保険事務の委託(一部委託を含む)

- ⑥損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談または届出等
- ⑦保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑧外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑨介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3)利用者に関するお問い合わせの対応

当事業所では、利用者に関する来訪やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させていただいております。よって利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては、前項(2)の場合を除き、外部に対し情報提供致しませんが、利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させていただきます。お問い合わせに対し回答してほしくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がおありの場合は遠慮なくお申し出ください。

(4)施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前、写真の掲示

当事業所では、外出や行事等の楽しい思い出を、参加された利用者を楽しんでいただくため、掲示をすることがあります。また利用者の身元引受人及びご家族、施設外の方々に施設への理解を求め、施設での様子を知っていただくため、施設報にお名前やお写真を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、施設報等へのお名前、お写真の掲載について希望されない場合は遠慮なくお申し出ください。

これまでの各事項のほか、特に取り決めのない事項につきましては、利用者及びご家族(代理人)様と当事業所において、随時お話し合いで解決してまいりたいと思っております。当事業所は、利用者そしてご家族(代理人)様にも安心してご利用いただける環境を目指してまいりますので、何卒、ご協力とご理解をお願い致します。

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第192条の(7)及び、第258条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者	所在地	福山市瀬戸町大字山北423番地の1
	法人名	瀬戸電設工業株式会社
	代表者名	代表取締役 郷原 勝己 印
	事業所名	指定特定施設老人ホーム 瀬戸の家
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

指定特定施設老人ホーム 瀬戸の家

